

令和2年度の保健事業の利用上の注意

注意してください

○令和2年度の保健事業の配付対象者について

40歳以上の組合員の方は前年度に当組合が行った特定健診等（特定健康診査、一般健康診断（個別、集合）、人間ドック（脳ドックを含む））を受診しない場合は配付事業等の対象者となりません。また、組合員対象（健康維持・管理等の家庭常備品の配付、歯槽のうろう予防ハブラシセットの配付）の配付事業では組合員の家族も受診していない場合は対象者となりません。

○人間ドック等の補助金の申請期間について

一般健康診断（個別、集合）補助、人間ドック補助、インフルエンザ予防接種補助、風しん予防接種補助、契約保養施設等利用補助レクリエーション補助等の補助金の申請期間は全ての事業が領収書の日付から**2か月**となりました。ご注意ください。

○特定健康診査（特定健診）の受診券の受診期間の変更について

- ・令和2年度の受診券の有効期間は令和2年5月1日～令和3年3月31日です。
- ・**令和3年度の受診券の有効期間は令和3年5月1日～令和3年12月31日**となります。令和3年度は受診期間が短くなりますのでご注意ください。